

国家免許所持者かどうか確認しましょう!

■ 無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について ■

医師以外の方が、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所等において、あん摩マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう及び柔道整復を業として行おうとする場合には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)において、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、

はり師免許又はきゅう師免許を、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)においては、柔道整復師 免許を受けなければならないと規定されており、無免許でこれらの行為を業として行ったものは、 同法により処罰の対象になります。

厚生労働省としましても、都道府県等関係機関と連携して、無資格者によるあん摩マッサージ 指圧業等の防止に努めているところであります。

あん摩マッサージ指圧及び柔道整復等の施術を受けようとする皆様におかれましては、こうした 制度の内容をご理解いただき、有資格者による施術を受けていただきますようお願いいたします。

厚生労働省医政局医事課(厚生労働省HPより)



私たち国家免許所持者は、 あなたの健康をケアします!